

☆各所得限度額表☆

◇事業所得者の所得 = 総収入額 - 必要経費 + 譲渡所得等

◇給与所得者の所得 = 支払い給与の総額 - 給与所得控除額 + 譲渡所得等

※令和【N-1】年中所得

(令和【N-1】年1月～12月の1年間)

の適用期間

令和【N】年度児童育成手当(令和【N】年6月～令和【N+1】年5月分手当)

令和【N】年度児童扶養手当(令和【N】年11月～令和【N+1】年10月分手当)

令和【N】年度特別児童扶養手当(令和【N】年8月～令和【N+1】年7月分手当)

令和【N】年度ひとり親家庭等医療費助成(令和【N+1】年1月～12月)

扶養人数	児童育成(障害) 手当	特別児童扶養手当	
	申請者	申請者	扶養義務者※1 ・配偶者
0人	3,758,000 円	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,138,000 円	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	4,518,000 円	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	4,898,000 円	5,736,000 円	6,962,000 円
4人目以降	1人につき 380,000 円加算		213,000 円加算

扶養人数	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成			
	児童扶養手当申請者※2・養育者※3		マル親申請者※2 ・養育者※3	扶養義務者※1 ・配偶者・養育者※3
	全部支給	一部支給		
0人	690,000 円	2,080,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	1,450,000 円	2,840,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4人目以降	1人につき 380,000 円加算			

※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める申請者(受給者)の直系血族(父母、子、祖父母等)及び兄弟姉妹です。同居親族の所得が対象になります。生計が別の場合はその証明書類を提出してください。

※2 令和【N-1】年中に支払われた養育費(子の父または母が受給者及び対象児童に対して支払う金品等)の80%を申請者(受給者)の所得として加算します(1円未満は四捨五入)。

※3 孤児以外を養育している場合は申請者と同じ所得制限、孤児等を養育している場合は扶養義務者と同じ所得制限。

◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額

所得から控除する金額	申請者			扶養義務者	
控 除 種 別	児童育成 (障害)手当	児童扶養 手当・マル親	特別児童扶 養手当	児童扶養 手当・マル親	特別児童 扶養手当
社会保険相当額	80,000 円			80,000 円	
障害者 ・ 勤労学生	270,000 円			270,000 円	
特別障害者	400,000 円			400,000 円	
寡婦	270,000 円	-----	270,000 円	270,000 円	
ひとり親	350,000 円	-----	350,000 円	350,000 円	
雑損・医療費・小規模企業 共済等掛金・配偶者特別	控除相当額			控除相当額	
特定親族特別 ★令和7年中所得から適用	控除相当額			控除相当額	
譲渡所得等特別控除	特別措置法による額			特別措置法による額	
業務調整控除(注)	100,000 円			100,000 円	

(注) 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する申請者(受給者)の総所得金額の計算にあたり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。

所得限度額に加算する金額	申請者			扶養義務者	
加 算 種 別	児童育成 (障害)手当	児童扶養 手当・マル親	特別児童 扶養手当	児童扶養 手当・マル親	特別児童 扶養手当
特定扶養親族1人につき	250,000 円	150,000 円	250,000 円	-----	
70才以上同一生計配偶者	100,000 円			-----	
老人扶養親族1人につき	100,000 円			(注) 60,000 円	

(注) 扶養親族が老人のみで2人以上いる場合には、2人目から60,000円(1人の場合は加算なし)。